

印刷業における化学物質による健康障害防止対策の基本方針について

(社) 日本印刷産業連合会
労働衛生協議会

1. はじめに

校正印刷会社従業員の胆管ガン発症及び死亡に関する問題は、社会的な注目を集めて印刷産業界に多大な影響を与えてきている。この影響は、印刷産業に係る多くの関係者に不安を与えており、印刷業で働く人々が、健康に不安を抱かずに働けるよう、企業や業界団体が一丸となって取り組むよう求められている。

当連合会は、新たに創設した労働衛生協議会のもとで化学物質による健康障害を防止する対策として、労働衛生関連法令遵守のための措置、健康障害リスク回避に向けた対策の検討を行い、特に重要でかつ早期対応が必要な遵法措置と洗浄作業等に関し、『労働衛生協議会・健康障害防止対策基本方針』を決定した。ここに健康障害防止対策の方向性を示し、印刷事業者に実践を求めることとする。

2. 労働衛生協議会・健康障害防止対策基本方針

- 1) 各印刷事業所は労働衛生関連法令*の理解を深め、遵法措置の徹底を図ること。
- 2) オフセット印刷事業所では、より有害性の低いことが分かっている洗浄剤等への切り替えを積極的に行うこと。
- 3) 上記 1)、2) に関わらず、従業員の健康を守るため、必要な健康障害防止対策を継続して実施していくこと。

3. 基本方針の考え方について

印刷業界の実態調査から、労働衛生関連法令の遵守並びに健康障害防止対策が不十分であることがわかってきた。企業として法令を遵守することは当然のことであり、また従業員の健康を守る上での最低限の措置であることから、これを基本方針の第一とした。

また、化学物質による健康障害防止対策としては、有害性の高い有機溶剤から、より有害性が低いことが分かっている物質の製品に切り替えることが重要である。特にオフセット印刷事業所では、洗浄等に使用される有機溶剤は、他の物質で代替できることが多い。そこで、安全データシート(SDS (MSDS))等 で含有する化学物質と取扱い方法、及び適用法令を十分に把握し、より有害性の低い洗浄剤等に切り替えることがもっとも効果的な方法である。よって、これを基本方針の第二とした。

次に、職場の安全性をさらに高めるため、法令遵守、製品の切り替えにとどまらず、従業員の健康障害防止対策を継続的に実施していくことが重要である。そのため、常にこれらに関する情報を収集し、従業員の健康を守るため、企業をあげて実施していくことを基本方針の第三とした。

*労働衛生関連法令とは、一般的に労働安全衛生法のほか、労働安全衛生規則、有機溶剤中毒予防規則(有機則)、特定化学物質障害予防規則(特化則)とされるが、ここでは法令に準ずるものとして、がん原性指針(平成 23 年健康障害を防止するための指針公示第 21 号)、並びに関連通達、特に平成 24 年 7 月 23 日に厚生労働省から通知のあった「印刷業等の洗浄作業における有機塩素系洗浄剤のばく露低減化のための予防的取組みについて」も含めて指すこととする。